

平成27年「秋田県合同就職説明会」開催要領

1 目的

平成28年3月に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）を卒業予定の学生を対象に県内企業研究の機会を設けることにより、学生の県内就職を促進するとともに県内企業の人材確保を支援する。

併せて、平成27年3月以前に大学等を卒業した者（以下「既卒者」という。）を対象とした面接選考の機会も設ける。

2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク
公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

3 開催日時及び会場

(1) 仙台会場

- ・日 時 平成27年4月27日（月）午後1時～4時（受付：正午～）
- ・会 場 仙台サンプラザ
（宮城県仙台市宮城野区榴岡5-11-1 電話：022-257-3333）

(2) 東京会場

- ・日 時 平成27年4月28日（火）午後1時～4時（受付：正午～）
- ・会 場 中野サンプラザ
（東京都中野区中野4-1-1 電話：03-3388-1151）

(3) 秋田会場

- ・日 時 平成27年5月7日（木）午後1時～5時（受付：正午～）
- ・会 場 秋田ビューホテル
（秋田市中通2-6-1 電話：018-832-1111）

4 実施内容

- (1) 企業の採用担当者による会社概要の説明等
- (2) 個別相談、アドバイス、情報提供等（仙台・東京会場では一部実施しない場合あり）
 - ア ハローワーク職員による就職相談、アドバイス等
 - イ 会社案内及び県内就職に関する資料等の提供
 - ウ 県・警察・自衛隊・海上保安部の採用や職務等に関する相談・情報提供、福祉の仕事に関する相談・情報提供
 - エ パソコンによる職業適性診断

5 参加条件

(1) 学生等

参加対象は平成28年3月に大学等を卒業予定の学生及び既卒者とする。但し、前者は今回、企業の面接を受けることはできない。

事前申込は不要とする。当日は、訪問する企業につき1枚提出する**企業訪問カード**を会場受付にて受け取り、必要事項を記入の上、受付に1枚提出すること。また、この様式を秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」の雇用労働政策課のページ（<http://www.pref.akita.lg.jp/koyorodo/>）からダウンロードし、予め必要枚数に記

入の上、会場に持参することができるが、この場合も受付に1枚提出すること。

(2) 企業

次の全ての条件を満たすこと。なお、参加費は無料とする。

ア 平成28年3月に大学等を卒業予定の学生を採用する計画があること。

イ 採用後の勤務地が、秋田県内の予定であること。

6 企業の参加申込

(1) 申込方法等

ア 参加申込方法

参加を希望する企業は、「秋田県合同就職説明会」**参加申込書**（【仙台・東京会場用】・【秋田会場用】）に必要事項を記入の上、(2)の申込期限までに**電子メール**により雇用労働政策課に送信し申し込む。

雇用労働政策課から、申込のメールを受信した日の翌日から**5日(土日・休日を含まない)以内**に、**参加決定通知書**を送信元電子メールアドレスに返信する。

電子メールを送信する環境にない企業にあつては、FAX又は郵送により申し込む。この場合、雇用労働政策課は、郵便により参加決定通知書を送付する。

参加申込に関するトラブル防止のため、申込した企業は、**申込後1週間を経過しても参加決定通知書が送付されない場合は、必ず雇用労働政策課に連絡すること。参加決定通知書が無い企業の参加は認めない。**

イ 参加申込書の入手方法等

参加申込書は、「美の国あきたネット」の雇用労働政策課のページ (<http://www.pref.akita.lg.jp/koyorodo/>) から様式のファイルをダウンロードすること。なお、記入の際は、ファイルにある「記入例」のほか、「『参加企業概要』等の記入にあたっての注意事項」を参照すること。

(2) 申込期限

仙台・東京会場参加 平成27年 4月 3日(金)

秋田会場参加 平成27年 4月10日(金)

※申込多数の場合は、申込期限前に締め切ることがある。

(3) 申込・問合せ先

秋田県産業労働部 雇用労働政策課 就業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

電子メール syokuan@mail2.pref.akita.jp

電話 018-860-2334 FAX 018-860-3833

7 参加企業情報のホームページへの掲載

参加企業に関する情報については、「美の国あきたネット」の雇用労働政策課のページに掲載し、随時更新する。

なお、参加企業は参加申込書の「参加企業概要」欄の内容に変更が生じた場合は、速やかに雇用労働政策課まで連絡すること。

8 「採用選考に関する指針」の遵守

参加企業は、一般社団法人日本経済団体連合会「採用選考に関する指針」（平成26年9月16日改定）を遵守すること。